

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	給水停止処分	
根拠条例等・条項	堺市水道事業給水条例 第10条第2項及び第12条第2項	
所 管 課	サービス推進部 給排水設備課	
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<p>(構造及び材質) 第10条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令第6条に規定する基準に適合するものでなければならない。</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>(工事の施工) 第12条 前条に規定する給水装置の新設等の工事(以下「工事」という。)は、第13条第1項に規定する指定給水装置工事事業者に施行させなければならない。</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施工した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	聴聞
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	